

行政通知の読み方・使い方

地方公務員法の一部を改正する法律の公布について

（令和3年6月11日総行公第47号 各都道府県知事、各政令指定都市市長、各人事委員会委員長宛 総務大臣通知）

解説・渡邊 雄太（総務省自治行政局 公務員課公務員第一係長）

1 改正の内容

本稿は、「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）が令和3年6月11日に公布されたことを受け、同日に発出した「地方公務員法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和3年6月11日付総務大臣通知。以下「通知」という。）について解説を加えるものである。

以下、通知内の項目ごとに、その概要を解説する。なお、以下で登場する条番号は、特に断りのない限り、改正法による改正後の地方公務員法における条番号である。

（1）定年前再任用短時間勤務職員の任用（第22条の4、第22条の5及び第29条関係）
現行制度においては、定年により退職した職員等について、従前の勤務実績等に基づく選考の方法により、条例で定める年齢に達する日以後における最初の3月31日までの間、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用（再任用）することができることとなっている。

今般の法改正により、定年は段階的に原則として65歳まで延長され、一般にはフルタイ

ム勤務期間が長くなることとなるが、60歳以降の職員については、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることのニーズもこれまでと同様に存在するものと考えられる。

これらのニーズに対応するため、改正法では、60歳以上の職員について、退職の上、再任用で短時間勤務に就くことができるよう定年前再任用短時間勤務制が設けられたものであるが、この制度により、職員の希望に基づき、条例で定める年齢（国の職員につき定められている年齢（60歳）を基準として定めるものとされている。）に達した日以後に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、従前の勤務実績等に基づく選考の方法により短時間勤務の職に採用できることとされた。

この制度は、現行の定年後の再任用制度（短時間勤務）（改正前の第28条の5第1項及び第28条の6第2項）に類似するものであるが、

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

現行の（定年後）再任用短時間勤務が1年を超えない範囲内での任期を定めることとなっているのに対し（延長及び再延長は可能。改正前の第28条の5第2項又は第28条の6第3項において準用する第28条の4第2項）、改正後の定年前再任用短時間勤務の任期は定年退職日相当日（通常であれば65歳に達した日以後の最初の3月31日）までとなっている。

なお、定年前再任用短時間勤務職員を、常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することはできないこととされている。また、定年前再任用短時間勤務職員としての採用は、従前の勤務実績等に基づく選考によりなされるものであるが、これらの者の職務遂行能力は既に把握されていることから、現行の再任用と同様、条件付採用について定める第22条の規定は適用しないこととされている。

（2）管理監督職務上限年齢による降任等
（第28条の2及び第49条関係）

（3）管理監督職への任用の制限（第28条の3関係）

（4）管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の適用除外（第28条の4関係）

定年の引上げによって職員が公務に従事する期間が長くなる中で、管理職に一度就いた職員がそのまま職に続けることとなると、若手、中堅職員の昇進機会の減少により、組織の新陳代謝を阻害し、公務の能率的な運営に支障を生じるおそれがある。

そのため、改正法においては、管理監督職務上限年齢制（民間企業における役職定年制に相当する制度であり、同様に役職定年制と称されることもある。）を設けており、これにより、

・管理監督職務上限年齢に達している者を、異動期間（原則として、管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間）に、降任又は降給を伴う転任（以下「降任等」という。）により管理監督職以外の職に異動させる必要がある（管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える別の管理監督職がある場合には、その職への降任等を行うことも可能）とともに、

・管理監督職務上限年齢に達している者を、異動期間に相当する期間の末日の翌日（管理監督職から降任等をされた職員の場合はその日）以後、新たにその管理監督職に就けることは禁じられる。
管理監督職については、法律の規定により、

管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であつて条例で定めるものと定義され、その具体的範囲を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないものとされている。これにより、

基本的には、各団体において管理職手当の支給対象職を管理監督職として定めることが想定されるが、他方、国の職員において、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上限年齢を適用することが著しく不適当な職（医師・歯科医師が占める職の一部等）については管理監督職から除外していることとの権衡で、これらと同様の職がある場合には管理監督職の範囲から除くことが考えられる。

また、管理監督職務上限年齢を何歳とするかについては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払った上で、条例で定めるものとしている。

なお、これらの規定による降任等は、第28条第2項にいう「この法律で定める事由による」降任又は降給であることから、職員の意に反しても降任又は降給されうる場合に当たる。また、管理監督職務上限年齢制は、任期付職員等、任期を定めて任用される職員には適用されない。

(5) 管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例(第28条の5関係)

(4) の適用除外の規定により、一部の職については一般の管理監督職とは異なる例外的な取扱いが生じうるが、このような例外に該当しない管理監督職に就いている職員であつても、以下の①から③の場合に当たると認められる事由として条例で定める事由があると認めるときは、1年以内の期間内で異動期間を延長し(そのような事由が引き続きある場合には、後述の範囲で再延長も可能)、引き続きその管理監督職を占めたまま勤務させること等ができることとなっている。

① 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合(特別のプロジェクトを担当しており、その継続の必要がある場合等が想定される。)

② 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合(特殊な技能を要する職務やへき地での職務を行っている場合等が想定

される。)

以上の場合においては、異動期間の再延長はそれまでの延長・再延長期間を含めて全体で3年までとされている。

③ 「特定管理監督職群」に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合

「特定管理監督職群」とは、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則等で定める管理監督職をいう。このような管理監督職に就いている職員については、引き続きその管理監督職を占めたまま勤務させることができるほか、同じ特定管理監督職群の中に含まれる他の管理監督職に降任又は転任することができ。この場合においては、異動期間の再延長について、①及び②の場合のような全体の年数制限はなく、定年退職日までの延長・再延長が可能である。

なお、異動期間の延長や、当該延長に係る職員の降任等に関して必要な事項については、条例で定めることとされている。

(6) 定年による退職の特例(第28条の7関係)

「職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるとき」に、定年退職日の後も同じ職務に従事させるため引き続き勤務させることができること(1年以内の単位で最長3年までの延長が可能)とする、今般の法改正前から存する制度(いわゆる勤務延長制度)であるが、今般の法改正で先述のとおり管理監督職務上限年齢制及びその特例が設けられたことにより、両制度の調整を図るため規定の整備が行われている。

(7) 定年退職者等の再任用(改正前の第28条の4から第28条の6まで関係)

定年の引上げに伴い従前の再任用制度は廃止されることとなるが、令和14年3月31日までの間においては、これまで再任用の対象となっていた職員に相当する職員についてこれまでと同様の再任用の対象となるよう経過措置規定が置かれていることについては、2の

(3) を参照。

(8) 定年の特例

地方公務員の定年は「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるもの」とされているが、以下のとおり2年ごとに段階的に定年年齢が引き上げられることとなっており、地方公務員についても令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間においては、同様に経過措置についての特例を条例で定めるものとされている。

期 間	定年年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日から	65歳

また、国の職員については、現行法が一部の医師・歯科医師についての医師・歯科医師について65歳、庁舎監視業務等に従事する職員について63歳等の特例定年を定めているが、改正後は、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより65歳定年とすることが著しく不相当な官職を占める医師等については、70歳を上限として65歳を超える定年年齢が設定される。なお、これらに

該当しない医師・歯科医師及び庁舎監視業務等従事職員については、法改正後は原則通り65歳定年が適用されることとなる。

それぞれの定年引上げは以下のように段階的に行われる（新国家公務員法において特例定年の対象にならない医師・歯科医師であつて従前から65歳定年の対象であった者については定年年齢の変更はない）。

これと同様に、従前から地方公務員にあつても、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定める

期 間	65歳定年とすることが適当な医師等の定年年齢の上限	庁舎監視業務等従事職員の定年年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66歳	63歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67歳	63歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68歳	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69歳	64歳
令和13年4月1日から	70歳	65歳

ことが実情に即さないとき、当該職員の定年については、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払った上で、条例で別の定めを置くことができることとされているため、必要に応じて特例定年の年齢を変更し、また変更に伴う経過措置を定める条例改正を要することとなる。

(9) 任用及び給与に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認（附則第23項から第25項まで関係）

今般の法改正後は、原則として60歳のタイミングで、①管理監督職務上限年齢制が適用されること、②定年前再任用短時間勤務制が選択可能になること、③給料月額額の7割措置が適用されること等により、それ以後の勤務形態が変化し、また多様になることを踏まえ、任命権者は、当分の間、職員が条例で定める年齢（国の職員につき定められている年齢（原則として60歳））に達する年度の前年度に、その年齢に達する日以後の任用・給与・退職手当の制度について必要な情報を提供するものとされており、併せて同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとされている（なお、改正法施行年度（令和5年度。2の(1)参照）に条例で定める

年齢に達する職員については、その前年度が改正法施行前であるため附則第23項は適用されないが、改正法附則第2条第3項により、同様の措置を講ずるものとされている（通知では、2の（2）に記載）。

なお、臨時的任用職員等法律により任期を定めて任用される職員や非常勤職員、現行の65歳特例定年の職員等は、この制度の対象とならない。

2 改正法附則

（1）施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法は、（2）の準備規定を除き、令和5年4月1日に施行される。

（2）実施のための準備等（改正法附則第2条関係）

改正法においては、地方公務員の任命権者（地方公共団体の長のほか、議会の議長、教育委員会、警察本部長、消防長等）は法施行に向けて長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行い、地方公共団体の長はそれらの任命権者間の必要な連絡、調整等を併せて行うこととされており、他方、総務大臣は、地方公共団体からの情報を得て準備状況等を把握した上で、必要に応じて技術的な助

言又は勧告をするものとされている。

（3）経過措置（改正法附則第4条から附則第7条まで関係）

改正法の施行に伴い従前の再任用制度は廃止され、これまでその対象となっていた60歳から65歳までの期間については定年引上げによる常時勤務での勤務期間や定年前再任用短時間勤務での勤務期間等に置き換わることになるが、改正法施行から定年延長が完成するまでの間においては、定年と65歳との間に隙間が生じることになり、この期間の年齢の職員について、従前の再任用と同様の措置が受けられるように法律上の手当が必要になる。また、改正法施行前に再任用され、改正法施行日をまたぐ任期の職員等についても併せて手当が必要になることから、改正法においては、定年引上げの令和14年3月31日までの間、これらの職員が従前と同様に再任用の対象となるよう、必要な経過措置を置いている。

（4）検討（改正法附則第11条関係）

国家公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員に関連する制度についての検討状況に応じて、地方公務員に関する制度検討等を行うことが定められている。

（5）関係法律の一部改正等（改正法附則第3条、附則第8条から第10条まで及び附則第12条から第19条まで関係）

以上の他、改正前後の短時間勤務や勤務延長の取扱いに関する経過措置規定や関係法律の改正規定が置かれている。